

令和5年度 一般交通量調査業務 業務仕様書

1 業務目的

時間帯別・方向別・車種別・歩行者の交通量調査を実施し、交差点や単路などの交通状況を把握することを目的とする。

2 業務内容

(1) 作業計画

交通量調査実施に伴う、調査日時・調査箇所・調査方法の確認、調査員・監督員の研修計画及び調査工程の立案等を行い、作業計画を作成する。なお、異常気象時等の通常とは異なる交通状態が予想される日は避けて調査することとしているため、余裕を持った計画を立てること。

(2) 現地踏査

現地踏査を実施し、調査の目的、主旨に合致した調査が可能であるか、及び調査員・第三者の安全、調査時の周辺状況への影響を確認し、適切な調査員の配置計画を検討し、作業計画に反映させる。

(3) 交通量調査

別紙1～3に記載の調査地点において、時間帯別・方向別・車種別・歩行者の交通量を把握するため、調査員を配置し、交通量調査を行う。(人手観測を想定している)

実施方法については、「札幌市一般交通量調査標準実施要領」によるものとし、調査日については発注者と協議し決定するものとする。

新道連携調査箇所については、令和5年10月中旬～下旬の2日間を予定しているが、国等との同日調査となるため、日程については別途指示する。

調査結果は所定の様式に調査データを入力し、チェックすることとする。

(4) 渋滞長・滞留長調査

渋滞長・滞留長調査は、交差点での渋滞状況を把握するために行われるものであり、指定された交差点において実施することとする。

実施方法については、「札幌市一般交通量調査標準実施要領」によるものとする。

調査結果は所定の様式に調査データを入力し、チェックすることとする。

令和5年度 一般交通量調査業務 業務仕様書

(5) 信号現示の調査

信号現示の調査は信号1サイクルごとの信号現示を把握するために行われるものであり、指定された交差点において実施することとする。

調査結果は所定の様式に調査データを入力し、チェックすることとする。

※上記(1)～(5)について、新道連携調査箇所については、「交通渋滞実態調査実施要綱(案)」及び「交通渋滞実態調査における様式記入要綱(案)」も参照すること

(6) ビデオ観測

新道連携調査箇所について、自動車滞留状況を確認するため、調査日の午前7時～午後7時において、ビデオ観測を実施する。

ビデオ観測は、個人等が特定できないレベルまで解像度を落として実施すること。

実施方法の詳細については、発注者と協議し決定するものとし、調査日については、国等との同日調査となるため、日程については別途指示する。

(7) とりまとめ及び報告書作成

調査結果について取りまとめ、業務報告書を作成する。

(8) 他部局で実施した調査結果の整理統合

本市で実施され、所定の様式で作成された交通量調査結果を整理統合して、取りまとめ、年度版の「交通量調査集計結果表」を作成するものである。

整理統合する際には、指定した様式通りに作成されているかチェックをし、様式ごとに統一を図るものとする。

詳しくは「実施要領第I編 3交通量(断面・交差点)調査の取りまとめ方法」「実施要領第I編 6交通量(渋滞長・滞留長)調査の取りまとめ方法」を参考にすること。

なお、他部局で調査した結果は本市から貸与することとし、取りまとめる箇所数は50箇所程度を想定している。

3 成果品

(1) 報告書 1 部

仕様：A 4 判、バインダー綴じ

表紙に業務名、作成年月日、業務名発注機関名等を、背表紙に業務名を記入する。

報告書内容：

- ・ 調査概要等
- ・ 交通量調査結果分析（定点箇所における交通量の経年変化等）
- ・ 札幌市交通量調査結果様式
- ・ 新道連携調査結果様式
- ・ その他別途指定する様式

(2) 電子データ 1 部

仕様：CD-R 等に格納

電子データ内容：

ア 報告書

本業務の調査結果について、PDF 及び Excel（オリジナルデータ）で格納する。

イ 市内 Web-GIS 格納用データ

本業務の調査結果と本市から貸与する交通計画課以外での調査結果を統合し、指定するデータ形式により格納する。

ウ 交通量調査集計結果表データ（詳細版）

本業務の調査結果と本市から貸与する交通計画課以外での調査結果を統合して作成し、PDF 及び Excel（オリジナルデータ）により格納する。

【結果表内容】

- ・ 交通量調査結果分析（定点箇所における交通量の経年変化等）
- ・ 時間別交通量観測結果表（地点別・方向別・観測区分別）（様式－3）
（定点のみ）
- ・ 12 時間交通量集計結果表（地点別・方向別・観測区分別）（様式－4）
- ・ 交差点方向別 12 時間交通量（様式－5）

令和5年度 一般交通量調査業務 業務仕様書

- ・ 交差点流帯図（様式－6）
- ・ 混雑度一覧表（様式－7）
- ・ 滞留長・渋滞長・通過時間（様式－9）
- ・ 旅行速度（様式－12）
- ・ 観測位置図（A2版）

エ 交通量調査集計結果表データ（概要版）

本業務の調査結果と貸与する交通計画課以外での調査結果を統合して作成し、PDF及びExcel（オリジナルデータ）に格納する。

【結果表内容】

- ・ 調査地点一覧
- ・ 12時間交通量集計結果表（地点別・方向別・観測区分別）（様式－4）
- ・ 交差点方向別12時間交通量（様式－5）
- ・ 観測位置図（A2版）

オ 新道連携調査に係る前述の様式（Excel等）

カ その他発注者が指示する様式

(3) その他（観測資料等）

現地の写真や打ち合わせ簿等

4 個人情報の保護について

「個人情報の保護に関する法律」及び「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守して業務を行うこと。

5 その他

- (1) 本業務において知り得た内容を、外部に漏洩、転用してはならない。
- (2) 本業務の内容、実施について疑義を生じた場合は、発注者と十分協議し、その指示に従うこと。
- (3) 本業務の遂行に当たって、下記項目に要する費用は全て受託者の負担とする。

ア 受託者の不注意によって生じた費用

イ 受託者が第三者に損害を与えた場合の全ての費用

令和5年度 一般交通量調査業務 業務仕様書

(4) 再調査について

受注者は、配置人員の不足や、通常と異なる状態が予想されるなかで調査を実施したことなどの理由により、調査の結果内容が不十分であったり、正確なデータが得られなかったりした場合は、発注者の指示により受注者の費用負担において調査対象の一部あるいは全体の再調査を行わなければならない。

なお、その際の実施方法や調査日については、発注者と協議すること。

(5) 環境への配慮について本業務においては、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

- ・電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- ・ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- ・両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。
- ・自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- ・業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。
- ・業務に関わる従業員に対し、札幌市環境方針の理解及び業務と環境の関連について自覚を持つような研修を行うこと。

個人情報の取扱いに関する特記事項

(個人情報の保護に関する法令等の遵守)

第1条 受託者は、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)、個人情報保護委員会が定める「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド(行政機関等向け)」(以下「事務対応ガイド」という。)、
「札幌市情報セキュリティポリシー」等に基づき、この個人情報の取扱いに関する特記事項(以下「特記事項」という。)を遵守しなければならない。

(管理体制の整備)

第2条 受託者は、個人情報(個人情報保護法第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。)の安全管理について、内部における管理体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(管理責任者及び従業者)

第3条 受託者は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を定め、書面(当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。)により委託者に報告しなければならない。

- 2 受託者は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を変更する場合の手続を定めなければならない。
- 3 受託者は、保護管理者を変更する場合は、事前に書面により委託者に申請し、その承認を得なければならない。
- 4 受託者は、従業者を変更する場合は、事前に書面により委託者に報告しなければならない。
- 5 保護管理者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう従業者を監督しなければならない。
- 6 従業者は、保護管理者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(取扱区域の特定)

第4条 受託者は、個人情報を取り扱う場所（以下「取扱区域」という。）を定め、業務の着手前に書面により委託者に報告しなければならない。

- 2 受託者は、取扱区域を変更する場合は、事前に書面により委託者に申請し、その承認を得なければならない。
- 3 受託者は、委託者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出してはならない。

(教育の実施)

第5条 受託者は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記事項における従業者が遵守すべき事項その他本委託等業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、従業者全員に対して実施しなければならない。

- 2 受託者は、前項の教育及び研修を実施するに当たり、実施計画を策定し、実施体制を確立しなければならない。

(守秘義務)

第6条 受託者は、本委託業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。

- 2 受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らさないようにしなければならない。
- 3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。
- 4 受託者は、本委託等業務に関わる保護管理者及び従業者に対して、秘密保持に関する誓約書を提出させなければならない。

(再委託)

第7条 受託者は、やむを得ない理由がある場合を除き、本委託等業務の一部を第三者へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。

- 2 受託者が再委託する場合には、あらかじめ委託者に申請し、委託者から書面により承諾を得なければならない。

3 受託者は、本委託等業務のうち、個人情報を取り扱う業務の再委託を申請する場合には、委託者に対して次の事項を明確に記載した書面を提出しなければならない。

- (1) 再委託先の名称
- (2) 再委託する理由
- (3) 再委託して処理する内容
- (4) 再委託先において取り扱う情報
- (5) 再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策
- (6) 再委託先に対する管理及び監督の方法

4 受託者は、前項の申請に係る書面を委託者に対して提出する場合には、再委託者が委託者指定様式（本契約締結前に受託者が必要事項を記載して委託者に提出した様式をいう。）に必要事項を記載した書類を添付するものとする。

5 委託者が第2項の規定による申請に承諾した場合には、受託者は、再委託先に対して本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、委託者に対して再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

6 委託者が第2項から第4項までの規定により、受託者に対して個人情報を取り扱う業務の再委託を承諾した場合には、受託者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の手續及び方法について具体的に規定しなければならない。

7 前項に規定する場合において、受託者は、再委託先の履行状況を管理・監督するとともに、委託者の求めに応じて、その管理・監督の状況を適宜報告しなければならない。

（複写、複製の禁止）

第8条 受託者は、本委託等業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、委託者の許諾を得ることなく複写し、又は複製してはならない。

（派遣労働者等の利用時の措置）

第9条 受託者は、本委託等業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 受託者は、委託者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(個人情報の管理)

第10条 受託者は、本委託等業務において利用する個人情報を保持している間は、事務対応ガイドに定める各種の安全管理措置を遵守するとともに、次の各号の定めるところにより、当該個人情報の管理を行わなければならない。

- (1) 個人情報を取り扱う事務、個人情報の範囲及び同事務に従事する従業者を明確化し、取扱規程等を策定すること。
- (2) 組織体制の整備、取扱規程等に基づく運用、取扱状況を確認する手段の整備、情報漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しを行うこと。
- (3) 従業者の監督・教育を行うこと。
- (4) 個人情報を取り扱う区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止、個人情報の削除並びに機器及び電子媒体等の廃棄を行うこと。
- (5) アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止及び情報漏えい等の防止を行うこと。

(提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第11条 受託者は、本委託等業務において利用する個人情報について、本委託等業務以外の目的で利用し、又は第三者へ提供してはならない。

(受渡し)

第12条 受託者は、委託者と受託者との間の個人情報の受渡しを行う場合には、委託者が指定した手段、日時及び場所で行うものとする。この場合において、委託者は、受託者に対して個人情報の預り証の提出を求め、又は委託者が指定する方法による受渡し確認を行うものとする。

(個人情報の返還、消去又は廃棄)

第13条 受託者は、本委託等業務の終了時に、本委託等業務において利用する個人情報について、委託者の指定した方法により、返還、消去又は廃棄しなければならない。

2 受託者は、本委託等業務において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により委託者に申請し、その承諾を得なければならない。

3 受託者は、個人情報の消去又は廃棄に際し委託者から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

4 受託者は、前3項の規定により個人情報を廃棄する場合には、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。

5 受託者は、個人情報を消去し、又は廃棄した場合には、委託者に対してその日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録した書面で報告しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

第14条 受託者は、委託者から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

2 受託者は、個人情報の取扱状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(監査及び調査)

第15条 委託者は、本委託等業務に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受託者及び再委託者に対して、実地の監査又は調査を行うことができる。

2 委託者は、前項の目的を達するため、受託者に対して必要な情報を求め、又は本委託等業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

(事故時の対応)

第16条 受託者は、本委託等業務に関し個人情報の漏えい等の事故（個人情報保護法違反又はそのおそれのある事案を含む。）が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに委託者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、

件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、委託者の指示に従わなければならない。

- 2 受託者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、委託者その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。
- 3 委託者は、本委託等業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約解除)

第17条 委託者は、受託者が特記事項に定める業務を履行しない場合は、特記事項に関連する委託等業務の全部又は一部を解除することができる。

- 2 受託者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、委託者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第18条 受託者の責めに帰すべき事由により、特記事項に定める義務を履行しないことにより委託者に対する損害を発生させた場合は、受託者は、委託者に対して、その損害を賠償しなければならない。

(注) 委託事務の実態に即して、適宜必要な事項を追加し、又は不要な事項を省略することとする。